

## 協議第3号 令和2年度松野町高齢者外出支援事業（仮称）の方針案について

### 1 経緯

平成30年度から、松野町高齢者外出支援実証事業を実施しており、通院など高齢者の外出を支援するため、自動車運転免許証の交付を受けていない75歳以上の高齢者等に対して、タクシー利用券を交付しているところ。

### 2 今後の方針案

令和2年度以降に実施する交通弱者対策として、松野町高齢者外出支援事業（仮称）を行ううえで、次の点を考慮して見直しを行うものとする。

- (1) 松野町高齢者外出支援実証事業の実施状況を考慮する。
- (2) コミュニティバス利用者が高齢によりバス停までの移動が困難となっていることから、コミュニティバスの路線変更を要望する声があるが、定時路線の変更には限界があり、今後も各地域からの要望全てに対応することは出来ないこと。
- ~~(3) 町営のコミュニティバスの運行がない地区での不公平感を緩和すること。~~

### 3 松野町高齢者外出支援事業（仮称）の内容

#### (1) タクシー利用券について

タクシー利用券は1枚100円とし、タクシー料金の半額を超えない金額までタクシー利用券の使用を可能とする。（実証事業と変更なし。）

#### (2) 利用区域について

町内のみの利用とする。（実証事業と変更なし。）

#### (3) 補助（交付）上限額について

1人当たり年間24,000円を上限とする。（実証事業と変更なし。）

#### (4) 交付対象者について

75歳以上の高齢者から65歳以上の高齢者へ資格要件の緩和を行う。

（実証事業から変更あり。）

（参考：交付対象者の資格要件案）

- ・ 運転免許証を自主返納された65歳以上の者で、町税等の滞納がないこと
- ・ 運転免許証の交付を受けていない65歳以上の者で、町税等の滞納がないこと
- ・ 自動車を所有（使用も含む。）していない65歳以上の者で、町税等の滞納がないこと

※ただし、町内在住者に限る。